



復興推進計画の認定について

下記のとおり、福島県及び県内 23 市町村から申請があった、応急仮設建築物の存続期間の特例に係る復興推進計画(福島第 18 号)の変更並びに青森県 1 市、岩手県 2 市、福島県 4 市及び茨城県 1 村から申請があった、利子補給金の支給に係る復興推進計画(計 8 市村 12 件)について、本日付けで認定します。

概要は以下のとおりです。

記

●応急仮設建築物の存続期間の特例に係る復興推進計画の変更

平成 25 年 7 月に認定した福島県復興推進計画(認定番号:福島第 18 号)について、避難者の用に供する仮設店舗、被災した学校の仮設校舎等、応急仮設建築物 32 施設を存続期間延長の特例の対象に追加するとともに、既に対象となっている仮設店舗等の応急仮設建築物 16 施設に係る活用期間を延長します。

●利子補給金の支給に係る復興推進計画

地域の中核的な企業が行う設備投資に必要な資金を指定金融機関が貸し付ける事業に利子補給金の支給を行うものであり、8 市村 12 件の復興推進計画によって、融資額約 135 億円、設備投資額約 226 億円、330 人程度の新規雇用が見込まれます。各計画は以下のとおりです。

【青森県】

1 八戸市

事業者:八戸セメント株式会社

投資内容:セメント製造設備新設等

【岩手県】

- 2 大船渡市
事 業 者：株式会社海楽荘
投資内容：宿泊施設新設

- 3 陸前高田市
事 業 者：イオンスーパーセンター株式会社
投資内容：ショッピングセンター新設

- 4 陸前高田市
事 業 者：株式会社マイヤ
投資内容：スーパーマーケット新設

【福島県】

- 5 いわき市
事 業 者：あすか製薬株式会社
投資内容：医薬品製造施設新設

- 6 いわき市
事 業 者：株式会社クレハ
投資内容：樹脂等研究開発施設新設等

- 7 須賀川市
事 業 者：医療法人社団三成会
投資内容：通所リハビリテーション施設新設

- 8 須賀川市
事 業 者：株式会社釜屋
投資内容：廃棄物破碎施設新設

- 9 南相馬市
事 業 者：昭和運輸株式会社
投資内容：物流倉庫新設

- 10 南相馬市
事 業 者：南相馬復興アグリ再生準備株式会社
投資内容：植物工場新設

11 本宮市

事 業 者：株式会社福島芝浦電子

投資内容：電子部品製造ライン増強

【茨城県】

12 東海村

事 業 者：株式会社ヤマガタ・株式会社山菱トランスポート

投資内容：物流倉庫新設

認定を受けた復興推進計画については、復興庁ウェブサイト
(<http://www.reconstruction.go.jp/>) に掲載する予定です。

以 上

本件連絡先：

復興庁

復興特区班 得田、佐々木、河上（福島第18号）

小善、得田、佐藤、原（利子補給金）

TEL：03-5545-7365、03-5545-7234

青森事務所 矢部、藤野、宮崎

TEL：0178-27-5253

岩手復興局 和田、今、河村

TEL：019-654-6607

福島復興局 堀川、鈴木

TEL：024-522-8519

茨城事務所 東、中西、杉浦

TEL：029-232-8088